

総務課 森田 久仁彦

せんだん通信をご覧いただき、大変ありがとうございます。今回は、総務課からのメッセージとして、当局的省エネルギーへの取り組みについてご紹介いたします。

当局では、省エネルギーへの取り組みとして、局内に「省エネルギー推進委員会」を設置し、これまでのエネルギーの効率的使用及び経費節減の取り組み状況の検証や、今後の取り組みについての検討を行っています。今回は当局省エネルギー推進委員会において決定し、当局が行っている節電・経費節減への取り組みの一部についてご紹介させていただきます。

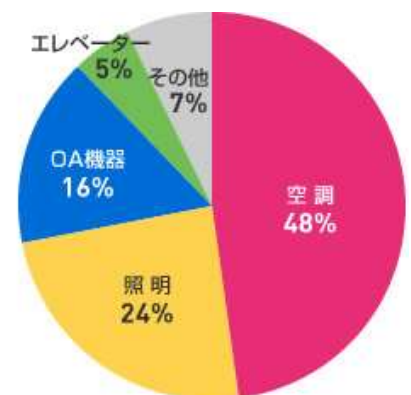
### 【①執務室内の照明器具のLED化】

照明器具を従来の蛍光灯からLED照明に切り替えた場合、初期投資はかかるものの、その節電効果は非常に大きいことが知られています。

節電効果についてはさまざまな試算がありますが、資源エネルギー庁の推計によると、節電効果は約40%とされています。

平均的なオフィスビルにおける総使用電力のうち、照明に要する電力の割合は24%と推計されていることから、仮に、執務室全体を従来型からLED照明に切り替えた場合、おおむね10%程度の節電効果が期待できることとなります。

前述のとおり、その導入には初期投資がかかるため、当局では予算の範囲内において照明器具のLED化を段階的に実施しているところであり、平成29年7月現在、執務室のLED化達成率は、約34%となっています。



平均的なオフィスビルの電力使用状況  
(資源エネルギー庁推計)

### 【②「ワークライフバランス」の取り組み】

平成27年、「夏の生活スタイル変革」の取り組みが政府より示されました。これにより、7月、8月を「ワークライフバランス推進強化月間」と定め、朝型勤務（1～2時間の前倒し勤務）や業務効率化を実施することで生活を豊かにする「ゆう活」の取り組みを行っています。

とりわけ、「ゆう活」による朝型勤務については、全ての職員が最低でも5日以上実施日を設定することとしており、朝型勤務を設定した日については、原則超過勤務を実施しないこととしています。

この取り組みにより、職員の勤務による執務室の稼働時間を減少させ、ひいては省エネルギーにつなげるという考え方です。

朝型勤務を実施し、超過勤務を行わないとするためには、いつにも増して効率的な業務の推進を考える必要があり、その実施の難しさを実感することも多々ありますが、一方、通常では行動できない時間帯にプライベートな時間を過ごすこともでき、「仕事、家庭、健康等を見直す一つの契機になった」との感想を述べる職員も少なくありません。



### 【③パソコンに関する取り組み】

当局職員が業務を行うにあたり、パソコンは必ずといっていいほど使用するツールですが、その使用にあたり、節電を念頭に置くことを職員に周知しています。

実施している取り組みの一つに「ディスプレイの輝度設定の最適化」があります。ディスプレイの輝度（明るさ）については、高いほど消費電力が多くなり、低くするほど消費電力は少なくなります。過度に輝度を低下させると、作業効率も低下するところですが、当局では、業界団体が推奨している「輝度 50%」を標準として設定するよう周知しています。

また、スリープモード／シャットダウンの適切な利用についても、周知を行っています。

「シャットダウン」は「電源をオフにして、パソコンを完全に終了する」というもので、シャットダウン後は、待機電力が最も低くなりますが、シャットダウンや起動は大きく電力を消費するため、シャットダウンと起動の頻繁な繰り返しは電力をものすごく使うこととなります。一方、「スリープモード」は、待機電力はある程度使うものの、スリープ状態から復帰する（パソコンを起動させる）際の電力は、電源をオフにした時から起動するのに比べてかなり少なくて済みます。

業界団体の試算では、双方の消費電力の損益分岐点は「90～100分」。これを踏まえ、当局では、「概ね5分以上120分未満の間パソコンを使用しない場合はスリープモードを利用し、120分以上の間パソコンを使用しない場合は、シャットダウンを行う」としております。

当局では、これらの取り組みを継続的に行うことにより、今後とも省エネルギー・経費節減に取り組んでまいります。